

関東森林管理局 発注者綱紀保持取組指針

令和3年6月8日 制定

【改正】令和4年3月29日

【改正】令和6年3月25日

【改正】令和7年3月25日

1 策定の趣旨

国有林野事業においては、平成23年広島森林管理署の森林整備事業に関する官製談合及び加重収賄事件、平成26年奈良森林管理事務所の治山事業に関する官製談合事件を踏まえて、森林管理局署等が一丸となって公務員倫理、発注者綱紀保持の徹底に努めてきたところである。

しかしながら、令和2年7月、関東森林管理局大井川治山センターが発注する治山工事に関して、元職員がセンター所長であった当時に、工事の完成検査について受注業者に便宜を図り、その見返りに賄賂を収受した収賄罪で逮捕され、令和3年1月、有罪判決を受ける事件が発生した。

また、令和3年1月、東京神奈川森林管理署が発注する林道改良工事に関して、元職員が総括森林整備官であった当時に、不正に工事資材の単価を引上げ、工期までに工事が完成していないにもかかわらず、完成したことにするなどの便宜を図り、その見返りに賄賂を収受し収賄罪で逮捕され、令和3年6月、有罪判決を受ける事件が立て続けに発生したところである。

本指針は、このような背景を踏まえ、関東森林管理局として、局署等が一丸となって組織全体で不正行為の芽を未然に摘み取り、不適正事案を確実に防止するため、全職員が共通認識を持って公務員倫理及び発注者綱紀の保持に取り組んでいくよう定めたものである。

2 基本姿勢

- ① 職員は、国家公務員法のサービスの根本基準に則り、国民全体の奉仕者であることを自覚し、公共の利益のために全力をあげて職務に取り組むとともに、常に公正な職務の執行にあたり、職務上知り得た秘密を保持しなければならないことを絶えず意識して日々の業務に取り組む。
- ② 関東森林管理局は、森林整備事業や治山事業等の公共事業の適正な執行等を通じて、国土保全など国有林の有する公益的機能の発揮や地域振興への寄与、木材の安定供給など様々な社会的要請に応えていく使命があり、これら国有林野事業の使命を十全に果たしていくためにも、職員全員が法令遵守はもとより、公務員倫理及び発注者綱紀の保持を最優先課題と位置づけ、業務の遂行にあたる。
- ③ 取組にあたっては、不適正事案の防止を職員個人の判断にゆだねることなく、局長を先頭に、署長等がリーダーシップを発揮して組織全体で取り組む姿勢を徹底する。また、全職員が自らの問題として取り組む。

- ④ 事業者とは、公務員倫理、発注者綱紀保持のルールの下、対等の立場で対応し、積算基準類等の公表のほか事業実行を通じた意思疎通や意見交換を行う中で、双方が積算技術や施工管理技術を高め、公平かつ適正な関係の維持、向上に努める。

3 推進体制

- (1) 取組の推進にあたっては、局長を先頭に、局発注者綱紀保持委員会が主体となって、本指針を踏まえて年間計画を企画立案するとともに、署等の取組を指導し、4に掲げる推進施策の実行による職員への定着状況、改善点等を毎年度評価し、次年度以降の取組につなげるPDCAサイクルにより効果的に取り組む。

- (2) 署等においては、署長等を先頭に管理監督者（次長、総括事務管理官、総括森林整備官、総括治山技術官）がリーダーシップを発揮して推進施策に取り組み、その結果を定期的に局へ報告する。

また、事業者等から不当な働きかけを受けた場合の対応など業務上の問題のほかプライベートの問題についても、職員が一人で抱え込まずに気軽に管理監督者に相談できるよう、風通しのよい職場環境づくりを行うほか、事業の計画及び進捗状況等に関する署内全職員の共有を徹底するなど事業実行面においても、署長等のリーダーシップの下、組織全体で取り組む。

4 推進施策

(1) 発注者綱紀保持の徹底

①職員に対する研修の徹底

ア 局が実施する研修のうち、発注事務に関わる職員が参加するすべての研修で、公務員倫理、発注者綱紀保持の時間を設け、不正行為の防止と適切な発注事務に必要な知識等を習得させる。

また、署等においても、定例出署打合せ会議や局内各課における課内打合せ会議の機会等を利用して、職場内研修を行い、繰り返して周知徹底を図る。

イ 研修の内容については、これまで発生した不祥事を職員が自身の問題として捉えられるよう、具体的事例（特に要因と背景）を用いて説明するとともに、入札談合等関与行為や収賄が発覚しないことはあり得ないこと、入札談合や収賄に関与した場合には、厳正な刑事罰、懲戒処分、損害賠償請求の対象となり、職員本人やその家族が生活基盤を失い悲惨な状況になること、事業者やOBだけでなく職場の上司・同僚も含む第三者からの不当な働きかけがあった場合の報告は職員に課せられた義務であること、上司からの指示により不適正事案に関与した場合も懲戒処分等の対象となること、を必ず盛り込み周知徹底する。

ウ 研修の方法については、一方的な講義方式に偏ることのないよう、具

体的事例を基に職員が意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式（コンプライアンスミーティング）を積極的に取り入れる。

また、公正取引委員会の職員をはじめ外部有識者を講師に招くほか、発注者綱紀保持にかかるDVDの積極的活用を図る。

エ 署等における職場内研修は、農林水産省職員倫理啓発週間（7月）及び国家公務員倫理月間（12月）等を集中取組期間として設定して定期的・集中的に実施する。

また、これらの期間の前後に局幹部等によるキャラバン（コンプライアンスキャラバン）を企画し、局・署等職員が一緒になってグループ討議（コンプライアンスミーティング）を行うなど、局署等が一体となった取組を進める。

オ 林野庁が全職員を対象に実施している発注者綱紀保持にかかる職員アンケート、農林水産省全職員を対象とした公務員倫理及び発注者綱紀保持にかかるeラーニングは毎年必ず全職員が受講、回答する。

また、職員アンケートの分析結果は発注者綱紀保持の定着状況を理解するうえで効果的であり、署等の職場内研修等での活用を図る。

カ 上記の取組を通じて、職員が年1回以上、公務員倫理、発注者綱紀保持にかかる研修等を必ず受講することとし、組織として長年取り組んできた労働安全対策のように、職員に完全に根付くよう取り組む。

②利害関係者との飲食ルールの厳格な遵守

利害関係者と自らの費用負担により飲食する場合において、その負担する金額に関わらず、あらかじめ場所や参加者、会費等の会の概要を所属の長に申し出る自主的ルールの遵守を徹底する。

③事業者に対する周知及び要請

ホームページ及び入札公告において、発注者綱紀保持の取組を掲載し、事業者への周知を図る。

また、局における事業説明会や団体の研修会の場合等において、事業者においても、不祥事に関わると逮捕、起訴され、会社、従業員及びその家族の生活に大きなダメージを及ぼすことを説明し、談合等の不祥事を我が事として捉えてもらい、コンプライアンスの確保、不祥事防止に取り組んでもらうよう要請する。

加えて、署等においては、森林整備事業、治山事業等の契約の際に、署長等から事業者に対して、毎回、公務員倫理及び発注者綱紀の保持について事業者向けリーフレットを活用して協力要請を行う。また、安全指導や事業者団体の総会等の機会を活用して、毎年度、事業者への周知を繰り返し徹底する。

④執務環境の整備、事業者・OBとの応接ルールの徹底

事業者等の執務室への自由な出入りを制限するための掲示及び受付カウンターの設置、執務室以外のオープンな応接スペースの整備を確実に行うとともに、事業者との応接は複数の職員で対応することを徹底する。

⑤第三者からの不当な働きかけに対する報告の徹底

事業者やOB、職場の上司、同僚など第三者から不当な働きかけを受けた場合は、毅然とした態度で拒否し、その内容を記録するとともに、公表することになることについて、相手方にしっかり伝えることを徹底する。

さらに、不当な働きかけの内容を記録し、所属の長（署長等）及び発注者綱紀保持担当者（局総務課長）に報告することは、職員に課せられた義務であることを職員に周知徹底する。

(2) 定着状況の把握・点検等の効果的な実施

ア 署等において、発注事務が適正に実施されているかを確認するため、発注者綱紀保持委員会による発注事務に係る巡回点検を毎年度実施する。点検の頻度は人事異動のサイクルよりも短くするため、2年間で全署等を一巡するよう計画する。

点検は、発注見通しの公表、仕様書及び設計書の作成、契約措置請求、入札公告、予定価格の作成、入札、契約、監督、契約変更、完成検査、支払いまでの一連の発注事務を全て網羅するよう実施する。

点検に際しては、職員への聞き取りや事業等の一件書類について発注事務チェックリストに基づき点検を行うほか、監督・検査時の写真や旅行命令の日付の確認を行うなどにより書類の整合性を確認し、必要に応じて、事業者から聞き取りを行う。

また、前回から引き続き同様の指摘や、前年度他署等が受けた指摘と同様の指摘がなされていないかについても確認する。

巡回点検により洗い出された改善を要する事項等については、発注者綱紀保持委員会による重点的な監査の対象とするなど、署等における発注事務の適正化に効果的につなげられるよう取り組む。

なお、巡回点検等の結果は、局発注者綱紀保持委員会において取りまとめ、全署等に共有することで、発注事務の適正性の確保を促す。

イ 林野庁が全職員を対象に実施している発注者綱紀保持にかかる職員アンケートの分析結果及び個別の書き込み内容を踏まえて巡回点検の重点テーマを決めるなど、不適正事案の未然防止に効果的につなげられるよう取り組む。

(3) 入札・契約事務における情報管理の徹底

予定価格等の情報管理の徹底を図るため、引き続き、以下の取組を徹底するとともに、署等における取組状況を巡回点検により定期的にチェックする。

- ・積算関係など発注事務に関する電子データへのパスワード設定等のアクセス制限
- ・予定価格の積算と決定承認の分離
- ・予定価格のできる限りの入札日直前の決定

- ・積算基準類の公表
- ・予定価格を含む契約情報の事後公表
- ・個々の発注案件に係る事業者からの質問は書面で受け付けホームページで回答
- ・総合評価落札方式における
 - 技術提案書の審査時における匿名管理の徹底
 - 技術提案書の評価担当者と予定価格・積算書の担当者の分離
 - 技術提案書と入札書の同時提出

(4) 監督・検査業務等の適正な実施

①監督・検査業務等に係る研修の徹底

適正な監督・検査業務の履行や設計変更、繰越や遅延損害金の手続き等に関する担当職員に対する研修を徹底する。

②適切な監督・検査体制の確保

署等における検査職員の任命に当たっては、監督職員との兼務禁止に加え、事業等の施工管理等に携わる職員が所属するグループに属する職員以外の職員への任命を徹底する。

また、監督職員から事業等の進捗状況の署長等への定期的報告を徹底し、署等内における事業等の進捗状況の共有を徹底する。

(5) 内部通報制度の活用

内部通報制度は、不適正事案の芽を小さなうちに摘み取り、深刻な事態になる前に早期に是正する上で、重要な手段であり、不適正事案を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせずに内部通報制度を活用するよう、職員へ周知徹底を図る。

職員周知にあたっては、通報・相談に関する秘密及び個人情報厳守されるほか、通報等を行ったことを理由とした通報者への不利益な取り扱いは禁止されており、運用にあたっては、組織として通報者の保護を徹底すること、内部通報を行わずに、上司の指示に従うなどして不適正行為に関与した場合は、自身も懲戒処分等の対象になり得ること、内部通報の受付窓口は局総務課長のほか、外部窓口（担当弁護士）も用意されていることを、職員周知用リーフレットを活用するなどして、職場内研修や職員の異動の機会を捉えて、繰り返し周知を行う。

(6) 事業者との適正な関係の維持と円滑な事業実行の確保

職員と事業者の双方が、公務員倫理、発注者綱紀保持のルールの下、適正な関係を維持する中で、職員は事業者と対等の立場で対応する。

積算基準類等の公表など事業者が入札に公平かつ適正に参加できる環境づくりに、引き続き取り組むほか、森林整備事業、治山事業等の品質確保と事業者の円滑な施工を確保する観点から、職員は事業の監督を通じて現

場代理人及び主任技術者（監理技術者）との意思疎通を綿密に行うとともに、業界団体との意見交換を通じて業界団体をめぐる社会経済情勢の把握に努め、双方が公正かつ適正に発展できるよう取り組む。

公務員倫理、発注者綱紀保持を理由に双方の関係が疎遠となり、事業の円滑な実行に支障をきたすことのないよう十分留意する。